

さいたま市契約公報

第2号

令和8年2月2日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（7件）

| | |
|---|-----|
| ○重金属固定化剤（単価契約） | 3 |
| 重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約） | 3 |
| 高反応性消石灰（高比表面積）（単価契約） | 3 |
| ○広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約） | 7 |
| ○レーザプリンタ用トナーカートリッジ（FujiFilm DocuPrint3500d用） 外1件（単価契約） | 1 1 |
| ○さいたま市立病院手術機器賃貸借 | 1 5 |
| ○さいたま市都市計画基本図・3D都市モデル更新等業務 | 1 8 |
| ○館岩少年自然の家建物管理業務 | 2 2 |
| ○さいたま市マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務 | 2 6 |

特定調達契約の落札者等の公示

| | |
|---|-----|
| ・さいたま市立病院第二期院内業務システムの賃貸借及び保守 | 3 0 |
| ・さいたま市子ども・子育て支援制度対応に伴う 後期高齢者医療システム改修業務 | 3 0 |
| ・さいたま市フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入 | 3 0 |
| ・土木・下水道積算システム機器賃貸借 | 3 0 |

一般競争入札の告示（27件）

| | |
|--|-----|
| ○令和8年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務 | 3 1 |
| ○令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務 | 3 4 |
| ○令和8年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務 | 3 7 |
| ○生石灰（単価契約） | 4 0 |
| アンモニア水（単価契約） | 4 0 |
| 苛性ソーダ（単価契約） | 4 0 |
| 高分子凝集剤（単価契約） | 4 0 |
| 硫酸バンド（単価契約） | 4 0 |
| 尿素水（単価契約） | 4 0 |
| ○再生コピー用紙（A4）（単価契約） （本庁舎、10区役所総務課、第2別館） | 4 4 |
| 再生コピー用紙（A3）（単価契約） （本庁舎、10区役所総務課、第2別館） | 4 4 |
| 再生コピー用紙（A4）（単価契約） （各市立小学校、各市立中学校、各市立特別支援学校） | 4 4 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 再生コピー用紙（A3）（単価契約） | |
| （各市立小学校、各市立中学校、各市立特別支援学校） | 44 |
| 再生コピー用紙（A4）（単価契約）（市内各出先機関等） | 44 |
| 再生コピー用紙（A3）（単価契約）（市内各出先機関等） | 44 |
| ○再生上質紙（A3 55k）　外3件（単価契約） | 47 |
| ○トイレットペーパー　外3件（単価契約） | 50 |
| ○両袖机（本庁用）　外3件（単価契約） | 53 |
| 肘付椅子　外1件（単価契約） | 53 |
| ○カラーレーザ複合機用トナーカートリッジ ブラック | |
| （FujiFilm Apeos C2060 P1T用）　外5件（単価契約） | 56 |
| カラーインクジェットプリンタ用インクカートリッジ ブラック | |
| （EPSON PX-S7110用）　外3件（単価契約） | 56 |
| レーザプリンタ用トナーカートリッジ 6500S(2本入り) | |
| （RICOH P 6520用）　外1件（単価契約） | 56 |
| ○児童生徒用机（単価契約） | 60 |
| 児童生徒用椅子（単価契約） | 60 |
| ○さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務 | 63 |
| ○さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務 | 66 |
| ○令和8年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務 | 69 |
| ○さいたま市立病院医事業務 | 72 |
| ○さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務 | 76 |
| ○さいたま市桜環境センターアルミプレス売却 | 80 |
| さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却 | 80 |
| さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却 | 80 |
| さいたま市桜環境センタースチールプレス売却 | 80 |
| さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却 | 80 |
| さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却 | 80 |
| ○さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区） | 83 |
| さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区） | 83 |
| さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区） | 83 |
| さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外） | 83 |
| ○令和8年度さいたま新都心バスターミナル管理業務 | 86 |
| ○さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務 | 91 |
| ○さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務 | 95 |
| ○さいたま市立学校給食センターボイラーエquipment保守管理業務 | 98 |
| ○さいたま市立学校給食センター学校給食配達業務 | 101 |
| ○さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務 | 105 |
| ○さいたま市立東浦和図書館外4館事務用印刷機賃貸借 | 108 |
| ○さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務 | 111 |

| | |
|------------------------|-------|
| さいたま市立武藏浦和図書館外6館窓口等業務 | 1 1 1 |
| さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務 | 1 1 1 |
| さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務 | 1 1 1 |
| ○さいたま市議会だより企画編集・印刷製本業務 | 1 1 4 |
| ○さいたま市議会公用車運転管理業務 | 1 1 7 |

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

| | |
|------------------|-------|
| ・水道メーターの購入（その11） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その12） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その13） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その14） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その15） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その16） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その17） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その18） | 1 2 1 |
| 水道メーターの購入（その19） | 1 2 1 |

一般競争入札の告示（2件）

| | |
|-------------------------|-------|
| ○軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度） | 1 2 1 |
| ○軽貨物電気自動車賃貸借（令和8年度） | 1 2 6 |

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第18号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 重金属固定化剤（単価契約）
- イ 重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）
- ウ 高反応性消石灰（高比表面積）（単価契約）

(2) 納入場所

- ア 1(1)ア及びウの物品
さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
- イ 1(1)イの物品
さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター

(3) 予定数量

- ア 1(1)アの物品 105,000kg

イ 1(1)イの物品 80,000kg
ウ 1(1)ウの物品 670,000kg

(4) 特質等

入札説明書及び仕様書による。

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「工業用薬品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月17日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (7) 1 (1)アの物品 令和8年3月18日（水）午後3時00分
- (8) 1 (1)イの物品 令和8年3月18日（水）午後3時10分
- (9) 1 (1)ウの物品 令和8年3月18日（水）午後3時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付
ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

1 1 Summary

(1) Contract for tender:

- a Heavy Metal Fixation Agent, approximately 105,000 kg
- b Heavy Metal Fixation Agent, approximately 80,000 kg
- c High Reactive Calcium Hydroxide, approximately 670,000 kg

(2) Date and time of tender:

From March 11, 2026, 8:30 a.m. to March 17, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

- a March 18, 2026, 3:00 p.m.
- b March 18, 2026, 3:10 p.m.
- c March 18, 2026, 3:20 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第19号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

広報紙「市報さいたま」の印刷（単価契約）

(2) 納入場所

市が指定する場所

(3) 予定数量

8, 215, 200部

(4) 特質等

入札説明書及び仕様書による。

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「印刷」、営業品目「印刷（製本含む）」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月17日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和5年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の1月当たりの発行部数20万部以上の広報紙（1回当たりタブロイド判は8ページ以上、A4判は24ページ以上）を月1回年間12回以上定期的に印刷製本し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有すること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間
公告の日から令和8年2月25日（水）まで
- (2) 交付費用
無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

1 1 Summary

(1) Contract for tender:

Printing Services City Newsletter “Shihou Saitama”, approximately 8,215,200 copies

(2) Date and time of tender:

From March 11, 2026, 8:30 a.m. to March 17, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

March 18, 2026, 2:00 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第20号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

レーザプリンタ用トナーカートリッジ (FujiFilm DocuPrint3500d 用) 外1件 (単価契約)

(2) 納入場所

さいたま市 各課所等

(3) 予定数量

| | |
|---|---------|
| ア レーザプリンタ用トナーカートリッジ (FujiFilm DocuPrint3500d 用) | 2, 869本 |
|---|---------|

| | |
|---|------|
| イ レーザプリンタ用ドラムカートリッジ (FujiFilm DocuPrint3500d 用) | 948本 |
|---|------|

(4) 特質等

入札説明書及び仕様書による。

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「OA機器・用品」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月17日（火）までに資格審査の申請を行

うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後2時10分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に

該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Contract for tender:

Laser Printer Toner (FujiFilm DocuPrint3500d) and one other part (unit price contract)

a Laser Printer Toner (FujiFilm DocuPrint 3500 d), 2,869 cases

b Laser Printer Drum (FujiFilm DocuPrint 3500 d), 948 cases

(2) Date and time of tender:

From March 11, 2026, 8:30 a.m. to March 17, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

March 18, 2026, 2:10 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第21号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院手術機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目「医療機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月12日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

公告の日から令和8年2月26日（木）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 048（873）4274

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月10日から令和8年3月16日まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Surgical equipment for Saitama Municipal Hospital

(2) Date and time of tender:

March 18, 2026, 10:00 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital, Bureau of Health and Hygiene, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4274

さいたま市公告（調達）第22号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市都市計画基本図・3D都市モデル更新等業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る設計・調査・測量の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「測量」内の業務分類「地図の調製」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業務について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月10日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に、国（独立行政法人を含む。）または地方公共団体において、次の実績を有し、その者を本業務の技術管理者及び照査技術者に配置できる者であること。なお、業務委託契約による実績は、令和6年度末までに完了している業務実績に限る。

ア 3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）

イ 都市計画基本図作成・更新業務

ウ 都市計画基礎調査業務

(5) 「ISO／IEC27001」（ISMS）または「JISQ15001」（プライバシーマーク）の認証を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

担当 都市施設係 電話 048（829）1404

(2) 交付期間

公告の日から令和8年2月20日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- ウ 返信用封筒（宛先が記入されており、110円分の切手が貼ってあるもの）

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする

(2) 交付日時

令和8年2月27日（金）までに発送するものとする

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年3月16日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市総務課

電話 048（829）1393 FAX 048（829）1979

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課

電話 048（829）1404 FAX 048（829）1979

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部都市計画課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Updating of the Saitama City Basic Urban Planning Map and 3D City Model etc.

- (2) Date and time of tender:

March 18, 2026, 1:30 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

City Planning Division, Department of City Planning, City Planning Bureau,
Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, Japan

Tel: 048 (829) 1404 Fax: 048 (829) 1979

さいたま市公告（調達）第23号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

館岩少年自然の家建物管理業務

- (2) 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

- (3) 業務概要

入札説明書のとおり

- (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目「点検・検査業務」及び営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「清掃」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月10日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 次に掲げる資格を有する者を配置できる者であること。

ア 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく第二種電気工事士及び認定電気工事従事者又は第一種電気工事士

イ 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく危険物保安監督者(取扱危険物:乙種第4類)

ウ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水道技術管理者

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理技術者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。入札説明書等の交付を希望する者は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127154.html>

(1) 交付期間

公告の日から令和8年2月19日(木)まで

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和8年2月19日(木)まで

(3) 送付先

〒967-0347 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

(4) 提出方法

持参（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）または郵送（一般書留または簡易書留により受付期間内必着）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和8年3月6日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年3月13日（金）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は、同条第3項の規定により調査を行う場合がある。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048（829）1646 FAX 048（829）1990

(9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

電話 0241（78）2311 FAX 0241（78）2313

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Building management of Tateiwa Children's Nature Center

(2) Date and time of tender:

March 17, 2026, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Tateiwa Children's Nature Center, Department of School Education, Board of Education Secretariat, Saitama City

2847-1 Miyasato-Aza-Mukaiyama, Minamiaizu Town, Minamiaizu County, Fukushima Prefecture 967-0347, Japan

Tel: 0241-78-2311

さいたま市公告（調達）第24号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイナンバーカード予約コールセンター等運営業務

(2) 履行場所

コールセンター設置場所（日本国内）

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 令和7年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「コールセンター業務」及び業務区分「電算」、営業品目（大分類）「電算業務」内の営業品目（小分類）「その他の電算業務」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月17日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けていること。
- (5) ISMS適合性評価の認定取得をしていること。
- (6) 国または地方自治体において、過去3年以内に同類、同規模の業務委託契約を締結した実績があること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 榎本 電話 048(829)1833

(2) 交付期間

公告の日から令和8年2月25日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM又は電子データ

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、(2)の期間内に、(1)の電話番号に連絡すること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

4(2)に同じ

(3) 受付場所

4(1)に同じ

(4) 提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月13日（金）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所
ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Operation of the Saitama City Individual Number Card Call Center

(2) Date and time of tender:

From March 13, 2026, 8:30 a.m. to March 17, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

March 18, 2026, 10:00 a.m.

(4) Contact point for the notice:

Department of Ward Governance Promotion, Bureau of Citizens Affairs, Saitama City

6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1833

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第25号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①25-1 ②さいたま市立病院第二期院内業務システムの賃貸借及び保守 ③さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部情報管理室 さいたま市緑区大字三室2460 ④令和7年12月2日
⑤三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝哲郎 東京都千代田区丸の内1-3-2 ⑥1,865,600円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和7年10月15日さいたま市公告（調達）第98号

①25-2 ②さいたま市子ども・子育て支援制度対応に伴う後期高齢者医療システム改修業務 一式 ③さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和7年12月26日
⑤株式会社日立製作所北関東支店 支店長 井戸川誠一 さいたま市大宮区桜木町1-10-16 ⑥74,800,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①25-3 ②さいたま市フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入 ③さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和7年12月26日 ⑤京セラコミュニケーションシステム株式会社東京オフィス 営業本部長 船戸川洋 東京都港区三田3丁目5番19号 ⑥39,897,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①25-4 ②土木・下水道積算システム機器賃貸借 一式 ③さいたま市建設局技術管理課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和7年12月18日 ⑤三菱HCキャピタル株式会社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内1-5-1 ⑥1,699,390円（月額） ⑦一般競争入札
⑨令和7年10月15日さいたま市公告（調達）第100号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第149号

令和8年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市「市報さいたま」宅配業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「広報紙新聞折り込み及び配布業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和2年4月1日以降に、毎月1回以上発行する印刷物を連續して6か月以上、特定の行政区域全域に、配布員による全戸配布（1回当たり、20万世帯以上）の実績（元請に限る。）を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システム・さいたま市ホームページに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p040077.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

担当 広報係 電話 048（829）1039

(2) 交付日時

令和8年2月19日（木）及び令和8年2月20日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月26日（木）及び令和8年2月27日（金）（持参の場合は、午前8時30から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話 048（829）1014 FAX 048（833）1578

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048（829）1039 FAX 048（829）1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただ

し、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第150号

令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市「市報さいたま」拠点施設等配達業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「広報紙新聞折り込み及び配布業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 本入札の告示日を起算日として過去5年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を1件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システム・さいたま市ホームページに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p057739.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

担当 広報係 電話 048（829）1039

(2) 交付日時

令和8年2月19日（木）及び令和8年2月20日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月26日（木）及び令和8年2月27日（金）（持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(833)1578

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第151号

令和8年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市長記者会見インターネット配信業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「催物等」内の営業品目（小分類）「製作等関連業務」又は営業品目（大分類）「電算業務」内の営業品目（小分類）「インターネットシステム関連業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和2年4月1日以降、本業務と同種の業務実績を有し、契約書の写し又は業務完了検査証の写しを提示できる者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システム・さいたま市ホームページに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118500.html>

- (1) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

- (2) 交付費用

無償

5 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

4(1)と同じ

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

担当 報道係 電話 048(829)1017

(2) 交付日時

令和8年2月19日(木)及び令和8年2月20日(金)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1回当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月26日(木)及び令和8年2月27日(金)(持参の場合は、午前8時30から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日(月)午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

電話 048（829）1014 FAX 048（833）1578

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048（829）1017 FAX 048（829）1018

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に年間予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第153号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 生石灰（単価契約）
- イ アンモニア水（単価契約）
- ウ 苛性ソーダ（単価契約）
- エ 高分子凝集剤（単価契約）
- オ 硫酸バンド（単価契約）
- カ 尿素水（単価契約）

(2) 納入場所

- ア 1(1)ア及びカの物品

さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター

- イ 1(1)イの物品

さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

- ウ 1(1)ウの物品

(ア) さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター

(イ) さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

(ウ) さいたま市見沼区上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター

- エ 1(1)エ及びオの物品

さいたま市見沼区上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「工業用薬品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月13日（金）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (7) 1(1)アの物品 令和8年3月16日（月）午前9時30分
- (8) 1(1)イの物品 令和8年3月16日（月）午前9時40分
- (9) 1(1)ウの物品 令和8年3月16日（月）午前9時50分
- (10) 1(1)エの物品 令和8年3月16日（月）午前10時00分
- (11) 1(1)オの物品 令和8年3月16日（月）午前10時10分
- (12) 1(1)カの物品 令和8年3月16日（月）午前10時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以

上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第154号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 再生コピー用紙（A4）（単価契約）（本庁舎、10区役所総務課、第2別館）
- イ 再生コピー用紙（A3）（単価契約）（本庁舎、10区役所総務課、第2別館）
- ウ 再生コピー用紙（A4）（単価契約）（各市立小学校、各市立中学校、各市立特別支援学校）
- エ 再生コピー用紙（A3）（単価契約）（各市立小学校、各市立中学校、各市立特別支援学校）
- オ 再生コピー用紙（A4）（単価契約）（市内各出先機関等）
- カ 再生コピー用紙（A3）（単価契約）（市内各出先機関等）

(2) 納入場所

ア 1(1)ア、イの物品

本庁舎、10区役所総務課、第2別館

イ 1(1)ウ、エの物品

各市立小学校、各市立中学校、各市立特別支援学校

ウ 1(1)オ、カの物品

市内各出先機関等

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「文具・事務機器・用品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1箱当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月13日（金）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- ⑦ 1(1)アの物品 令和8年3月16日（月）午後2時00分
- ⑧ 1(1)イの物品 令和8年3月16日（月）午後2時10分
- ⑨ 1(1)ウの物品 令和8年3月16日（月）午後2時20分
- ⑩ 1(1)エの物品 令和8年3月16日（月）午後2時30分
- ⑪ 1(1)オの物品 令和8年3月16日（月）午後2時40分

⑩ 1(1)の物品 令和8年3月16日(月)午後2時50分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課(問合せ先)

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第155号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）
再生上質紙（A3 55k） 外3件（単価契約）
- (2) 納入場所
総務局総務部総務課・市役所印刷センター
- (3) 数量・特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「文具・事務機器・用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間
告示の日から令和8年2月25日（水）まで
- (2) 交付費用
無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月13日（金）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月16日（月）午後3時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第156号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

トイレットペーパー 外3件（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市立保育園（59箇所）

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「その他百貨」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月13日（金）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月16日（月）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第157号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

ア 両袖机（本庁用） 外3件（単価契約）

イ 肘付椅子 外1件（単価契約）

(2) 納入場所

市立病院、水道局を除く、さいたま市内各課所

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「家具」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月13日（金）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア　日時

- (7) 1(1)アの物品 令和8年3月16日（月）午後3時40分
- (8) 1(1)イの物品 令和8年3月16日（月）午後3時50分

イ　場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第158号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア カラーレーザ複合機用トナーカートリッジ ブラック (FujiFilm Apeos C2060 P1T 用) 外
5 件（単価契約）
イ カラーアイントリッジ用インクカートリッジ ブラック (EPSON PX-S7110 用) 外
3 件（単価契約）
ウ レーザプリンタ用トナーカートリッジ 6500S(2 本入り) (RICOH P 6520 用) 外 1 件（単価
契約）

(2) 納入場所

さいたま市 各課所等

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「OA機器・用品」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（IC カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持

参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (1) 1(1)アの物品 令和8年3月18日（水）午後2時20分
- (1) 1(1)イの物品 令和8年3月18日（水）午後2時30分
- (1) 1(1)ウの物品 令和8年3月18日（水）午後2時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第159号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）
ア 児童生徒用机（単価契約）
イ 児童生徒用椅子（単価契約）
- (2) 納入場所
さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びさいたま市立小・中・特別支援学校

(3) 数量・特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「家具」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月25日（水）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、競争入札に付する購入物品ごとに、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）及び令和8年3月6日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において、競争入札に付する購入物品ごとの返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1台当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）午前8時30分から令和8年3月17日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 担当 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

- ⑦ 1(1)アの物品 令和8年3月18日（水）午後3時30分
- ⑧ 1(1)イの物品 令和8年3月18日（水）午後3時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場

合において令和8年4月1日に確定させる。

10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第142号

さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月28日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市支所・市民の窓口公金警備輸送等業務
- (2) 履行場所
さいたま市西区西遊馬236-2外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「その他業務」の「貨物運送業務」又は業務区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「人間警備」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 直近3年間で、さいたま市指定金融機関である株式会社埼玉りそな銀行へ直接現金を納入する業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 渡邊、田中 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM又は電子データ

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、4(2)の期間内に、4(1)の電話番号に連絡すること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

4(2)に同じ

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833

(2) 交付日時

令和8年2月16日（月）午前8時30分から午後4時30分まで。

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月24日（火）午前8時30分から午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出日必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048（829）1833 FAX 048（829）1992

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第143号

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月28日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区役所区民課・支所等巡回メール業務

(2) 履行場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「府内文書集配・発送業務」又は営業品目（小分類）「その他業務」の「貨物運送業務」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 直近3年間で、本業務と同種類及び同程度以上の契約を締結し、確実に履行した実績を有している者で、かつ総務省より特定信書便事業の許可を受けている者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 渡邊、田中 電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM又は電子メール

(5) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は、4(2)の期間内に、4(1)の電話番号に連絡すること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

4(2)に同じ

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833

(2) 交付日時

令和8年2月16日(月)午前8時30分から午後4時30分までに交付するものとする。

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月24日(火)午前8時30分から午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出日必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月25日(水)午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第123号

令和8年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市臨時グラウンド清掃及び除草業務

(2) 履行場所

田島臨時グラウンド外7か所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「名簿」という。）の業務分類「苑地維持管理」で登載され、かつ、さいたま市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可を有し、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127206.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係 電話 048(829)1729

(2) 交付日時

令和8年2月18日(水)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月9日から令和8年3月12日まで(持参の場合は、休日を除く午前8時30から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

担当 スポーツ振興係

電話 048(829)1058 FAX 048(829)1996

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第147号

さいたま市立病院医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院医事業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業

種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「医療事務業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和5年4月1日以降に病床数400床以上の埼玉県内の医療機関において医事業務を一括して1年以上継続して元請で受託した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課
担当 山崎 電話 048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月10日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

4 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

1 交付場所

3(1)に同じ

2 交付日時

令和8年2月16日（月）午前9時から午後4時まで

6 競争入札参加資格の有無の再確認

競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和8年2月18日（水）までにさいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 現場説明会の実施

競争入札参加資格を有すると認めた者に対して、現場説明会を実施する。

1 実施日時

令和8年2月20日（金）

なお、時刻の指定は競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は参加時刻を指定することができない。

2 実施場所

1(2)に同じ

3 参加人数等

参加者は2名以内とし、現場説明会当日に現場説明会参加届を提出すること。

8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付

競争入札参加資格を有すると認めた者で、業務内容その他の契約の仕様等の明細について質問がある場合は質問書を提出することができる。

1 受付場所

3(1)に同じ

2 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月20日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

3 提出方法

持参

4 質問に対する回答の期限及び方法

令和8年2月25日（水）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

1 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院本館3階会議室1・2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課
電話 048(873)4168 FAX 048(874)7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 委託料の支払方法

(1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。

(2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(3) 社会情勢等の変動により、人員配置又は必要経費等を増減すべき事情が発生した場合は、協議を行う。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部医事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第148号

さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市子どもケアホームプログラム運営業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「その他の業務」、営業品目「その他の業務」、その他の業務の内訳「人材派遣業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

さいたま市ホームページURL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p126896.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月17日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月17日（火）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

担当 子どもケアホーム係 電話 048（711）3896

(2) 交付日時

令和8年2月20日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月24日から令和8年2月25日まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎4-4-10

さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額（支払限度額）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター総務課

電話 048（711）1986 FAX 048（711）8904

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区上木崎4-4-10 さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課

電話 048（711）3896 FAX 048（711）3994

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第160号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市見沼環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛リサイクルセンタ

一

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目「買受け」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の法決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者は除く。
- (6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去3年間（令和5年2月3日から令和8年2月2日まで）に他市町村で実績を有する者であること。
なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年2月26日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和8年3月2日(月)午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和8年3月2日(月)午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和8年3月2日(月)午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和8年3月2日(月)午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和8年3月2日(月)午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和8年3月2日(月)午前11時40分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階402会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超える最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所に

おいて直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第161号

さいたま市古纖維類売買業務（西・中央区）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市古纖維類売買業務（西・中央区）

イ さいたま市古纖維類売買業務（西・北・中央区）

ウ さいたま市古纖維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）

エ さいたま市古纖維類売買業務（桜・浦和区外）

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の契約者所在地が市内にあり、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「買受け」、営業品目（大分類）「買受け」内の営業品目（小分類）「紙・繊維くず」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場（さいたま市古繊維類売買業務仕様書第4項に定める業務内容に基づく選別処理を行うための機器を備え、受け入れた古繊維類を保管するために必要な面積を有する施設）及び本市との契約権限を有し、常時連絡が可能な体制にある支店若しくは営業所を市内に有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であ

っても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年2月26日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの売却 令和8年3月2日（月）午後2時00分

(イ) 1(1)イの売却 令和8年3月2日（月）午後2時10分

(ウ) 1(1)ウの売却 令和8年3月2日（月）午後2時20分

(エ) 1(1)エの売却 令和8年3月2日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階403会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第2条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超える最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の制限

本入札は、1者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以降の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048(829)1336 FAX 048(829)1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第162号

令和8年度さいたま新都心バスターミナル管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま新都心バスターミナル管理業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1-603-1

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」の等級区分がA級で営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「駐車場管理」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

担当 企画調整係 電話 048（829）1053

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月20日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 業務委託仕様書等の貸出

業務委託仕様書は、次により貸出するものとする。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

7 仕様に関する質問及び回答

仕様に関する質問のある場合は、任意の様式により、電子メールで提出し、提出後速やかに、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp

電話 048(829)1053

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 質問に対する回答

回答は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧場所

3(1)と同じ

イ 閲覧期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月5日（木）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の記名押印をすること。

ウ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。ただし、辞退する場合には、入札日時までにその旨を必ず届け出ること。

エ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

オ その他

(ア) 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(イ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(ウ) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号) 第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格に満たない入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札

イ 記載すべき事項の記載のない入札書又は記載した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 虚偽の競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

オ 最低制限価格に満たない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局交通政策部交通政策課

電話 048(829)1053 FAX 048(829)1979

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 議決の要否

否

1.0 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

1.1 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市都市局交通政策部交通政策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第152号

さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月29日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立特別支援学校（知的障害）基本計画策定業務
- (2) 履行場所
さいたま市桜区西堀5-1350-1外
(埼玉県立浦和工業高等学校跡地のグラウンド側用地)
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和9年2月26日まで
- (5) 入札参加形態
単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「学校施設」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- (6) 平成27年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、幼稚園を除く。）の用に供される延べ面積4,500m²以上の建物の新增築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）であること。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月16日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 交付費用

無償

5 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

4(1)に同じ

6 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
電話 048(829)1667

(2) 交付日時

令和8年2月24日(火)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

4(1)に同じ

(2) 受付方法

電子メールにて提出されたものを受け付けるものとする。なお、質問を電子メールで送信後、電話による到達確認を行うこと。

ア 電子メールアドレス kyoiku-shienkyoiku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メールの標題

「【質問(申請者名)】さいたま市立特別支援学校(知的障害)基本計画策定業務」とすること。

ウ 到達確認先

6(1)に同じ

(3) 質問の回答

一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付と同日に、参加資格が確認できた者に対して電子メールにて回答する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出機関

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者がなお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年2月27日（金）まで（持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送または持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048（829）1646 FAX 048（829）1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教室

電話 048（829）1667 FAX 048（829）1990

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第73号

さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月22日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市学校給食費等帳票印刷封入封緘業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「封入及び封かん業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(7) 令和5年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方公共団体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

担当 給食会計係 電話 048（829）1591

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月6日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

4(2)に同じ

(3) 提出方法

入札説明書に記載のとおりとする

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月12日（木）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月17日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

4(1)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月18日（水） 午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

電話 048(829)1591 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第115号

さいたま市立学校給食センターボイラー設備保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立学校給食センターボイラー設備保守管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区本町西6-3-1

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目「運転業務」の等級区分がA級又はB級で登載され、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 本業務について、仕様書及び特記仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。
- (7) 過去3年の間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と設備運転業務又は設備保守管理業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。また、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター（さいたま市中央区本町西6-3-1）において交付する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後3時00分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後3時00分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区本町西6-3-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

担当 学校給食センター 電話 048（854）3179

(2) 交付日時

令和8年2月19日（木）午前9時00分から午後3時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月2日（月）正午まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。なお、3月2日は正午まで）

ウ 持参による場合の入札書の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区本町西6-3-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話 048(854)3179 FAX 048(852)3960

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第116号

さいたま市立学校給食センター学校給食配達業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月27日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立学校給食センター学校給食配達業務

(2) 履行場所

さいたま市立学校給食センター、さいたま市立指扇小学校外 1 校

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載され、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店もしくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本業務について、仕様書及び特記仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。

(7) 過去 3 年の間に、地方公共団体において学校給食配達業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（IC カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。また、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター（さいたま市中央区本町西6-3-1）において交付する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後3時00分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後3時00分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区本町西6-3-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

担当 学校給食センター 電話 048（854）3179

(2) 交付日時

令和8年2月19日（木）午前9時00分から午後3時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札シ

ステムにより入札参加を行うことができない場合は、持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月2日（月）正午まで（持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。なお、3月2日は正午まで）

ウ 持参による場合の入札書の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048（829）1646 FAX 048（829）1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区本町西6-3-1 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課学校給食センター

電話 048（854）3179 FAX 048（852）3960

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第129号

さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月28日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市青少年宇宙科学館設備管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区駒場2-3-45外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」の等級区分がA級で登載され、かつ、さいたま市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積6,000m²以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者を1名以上配置できる者であること。
- (8) 本業務を実施する営業所等において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館

担当 管理係 電話 048(881)1515

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p069244.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月11日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市青少年宇宙科学館条例（平成13年さいたま市条例第125号）第4条第1項に規定する休館日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)アに同じ

(2) 交付日時

令和8年2月18日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048 (829) 1705 FAX 048 (829) 1989

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区駒場2-3-45 さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館
電話 048 (881) 1515 FAX 048 (882) 9702

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会青少年宇宙科学館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第100号

さいたま市立東浦和図書館外4館事務用印刷機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月26日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立東浦和図書館外4館事務用印刷機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字中尾1440-8外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目「OA機器・用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受

けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 貸貸された納入機器等を充分に機能が働く状態に、設置及び設定ができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課

担当 管理係 電話 048(871)2172

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月13日（金）午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月19日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ8階 さいたま市立中央図書館

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月19日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課

電話 048（871）2172

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第101号

さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月26日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
 - ア さいたま市立中央図書館外3館窓口等業務
 - イ さいたま市立武蔵浦和図書館外6館窓口等業務
 - ウ さいたま市立大宮西部図書館外5館窓口等業務
 - エ さいたま市立春野図書館外6館窓口等業務

(2) 履行場所

- ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区東高砂町11-1外
- イ 1(1)イの業務 さいたま市南区別所7-20-1外
- ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区櫛引町2-499-1外
- エ 1(1)エの業務 さいたま市見沼区春野2-12-1外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 令和3年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種の契約実績を1件以上有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課

担当 佐藤 電話 048（871）2172

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月9日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)と同じ

(3) 受付場所

3(1)と同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和8年2月13日（金）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付して申し出した場合のみ受け付けるものとする。複数の業務において4の書類を提出する場合は、2件の場合は140円切手、3件以上の場合は180円切手を貼付して申し出た場合は、複数の業務を併せて郵送するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (7) 1(1)アの業務 令和8年2月20日（金）午前10時30分
- (8) 1(1)イの業務 令和8年2月20日（金）午前10時45分
- (9) 1(1)ウの業務 令和8年2月20日（金）午前11時00分
- (10) 1(1)エの業務 令和8年2月20日（金）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
電話 048(871)2172 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会中央図書館管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第127号

さいたま市議会だより企画編集・印刷製本業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月28日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

さいたま市議会だより企画編集・印刷製本業務

- (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

- (3) 業務概要

さいたま市議会が年度4回発行する広報紙「市議会だよりさいたま」の企画編集及び印刷製本に係る業務

- (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「催物等」内の営業品目（小分類）「製作等関連業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 1回当たり発行部数15万部以上の広報紙を年4回以上定期的に印刷し納入する旨の契約を締結し、納入した実績を有する、又は、4回目以降の広報紙を告示日現在において納入中であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

- ア 入札情報公開システムに掲載する。
- イ さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和8年2月11日（水）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和8年2月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時00分から午後4時00分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 広報係 電話 048（829）1748

(2) 交付日時

令和8年2月17日（火）午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年2月25日（水）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行つ

た者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048 (829) 1747 FAX 048 (829) 1984

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048 (829) 1748 FAX 048 (829) 1984

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 支払条件

支払いは、実績数量に応じて行う。

10 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和8年度予算の成立を要件とする。

11 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第128号

さいたま市議会公用車運転管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月28日

さいたま市長 清水勇人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市議会公用車運転管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

さいたま市議会の議長車及び副議長車の運転管理業務

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「旅客運送業務」、「車両運行業務」のいずれかに登載されており、かつ本市内に本店または支社、営業所等の拠点を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去3年以内に、国若しくは地方公共団体の特別職用公用車又は民間企業等の役員車の運行管理業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア 入札情報公開システムに掲載

イ さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月11日（水）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月12日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで）

6 競争入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 秘書係 電話 048（829）1748

(2) 交付日時

令和8年2月17日（火）午前9時00分から午後4時00分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に、110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価（ただし、臨時業務にかかる委託料を除く。）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月18日（水）から令和8年2月25日（水）まで（持参の場合は、休日を除く

午前9時00分から午後4時00分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月26日（木）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048（829）1748 FAX 048（829）1984

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和8年度予算の成立を要件とする。

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第5号

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年2月2日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①14-1 ②(1)水道メーターの購入（その11） 10,600個（平型20mm） (2)水道メーターの購入（その12） 10,600個（平型20mm） (3)水道メーターの購入（その13） 10,600個（平型20mm） (4)水道メーターの購入（その14） 3,830個（リモート式20mm） (5)水道メーターの購入（その15） 3,830個（リモート式20mm） (6)水道メーターの購入（その16） 3,830個（リモート式20mm） (7)水道メーターの購入（その17） 3,570個（電子式20mm） (8)水道メーターの購入（その18） 3,570個（電子式20mm） (9)水道メーターの購入（その19） 3,578個（電子式20mm・25mm） ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和7年12月19日 ⑤(1)、(2)、(3)東洋計器株式会社北関東支店 支店長 上野宏隆 さいたま市北区宮原町4丁目2番地の20 (4)、(5)、(6)及び(9)愛知時計電機株式会社大宮営業所 所長 仙波大五郎 さいたま市大宮区大成町1-101 (7)、(8)アズビル金門株式会社さいたま支店 執行役員支店長 吉田洋 東京都豊島区巣鴨5丁目9番8号 (6)①42,675,600円 ②42,442,400円 ③42,500,700円 ④40,823,970円 ⑤40,276,280円 ⑥39,728,590円 ⑦33,183,150円 ⑧34,950,300円 ⑨34,877,150円 ⑦一般競争入札 ⑧令和7年10月31日 さいたま市水道局公告（調達）第14号

○一般競争入札の告示

さいたま市水道局告示第5号

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度）について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基

づき公告する。

令和8年1月21日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 外2か所

(3) 数量・特質等

ア 数量 8台

イ 特質等 入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年12月1日から令和14年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」の資格で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないとされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了し

ている者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システムを利用する場合）

イ 競争入札参加申込兼資格確認申請書（電子入札システムが利用できない場合）

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）午前9時から令和8年2月13日（金）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。その場合、(1)アを電子入札システムより提出すること。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送、持参又は電子メールにより(1)イの提出を受け付けるものとする。

(4) 郵送、持参又は電子メールによる受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

6 競争入札参加資格の結果通知

確認審査終了後、競争入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあたっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(4)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月20日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)に同じ）又は情報公開システムから質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

電子入札システム、電子メール又はFAX

(4) 回答方法

仕様書等に関する質問及び回答は、令和8年2月20日（金）に電子入札システムにおいて行う。やむを得ない理由により、電子入札システムにおいて仕様書等に関する質問を行うことができない場合は、郵送または電子メールによる質問書の提出を行うことができる。この場合、回答は文書にて送付し、併せて質問及び回答を情報公開システムに掲示する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送（一般書留又は簡易書留等）による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和8年2月24日（火）午前9時から令和8年3月9日（月）午後5時までとする。

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出のときに、併せて当該入札（見積）金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

(2) 郵送の場合の入札書の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和8年3月9日（月）午後5時までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

5(4)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月10日（火）午前9時35分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（税込み）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。）第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

5(2)と同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 内訳書の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致していない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

1.1 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

(5) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。

従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(6) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(7) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市水道局告示第6号

軽貨物電気自動車賃貸借（令和8年度）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月21日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

軽貨物電気自動車賃貸借（令和8年度）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 外1か所

(3) 数量・特質等

ア 数量 5台

イ 特質等 入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和8年12月1日から令和14年1月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輌・船舶・バイク・自転車」内の営業品目（小分類）「貨物自動車」及び「電気自動車」の資格で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市水道局物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 仕様書の内容を遵守し、賃貸借された納入機器を設置及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合、即時に対応ができること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システムを利用する場合）
- イ 競争入札参加申込兼資格確認申請書（電子入札システムが利用できない場合）

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）午前9時から令和8年2月13日（金）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。その場合、(1)アを電子入札システムより提出すること。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送、持参又は電子メールにより(1)イの提出を受け付けるものとする。

(4) 郵送、持参又は電子メールによる受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

6 競争入札参加資格の結果通知

確認審査終了後、競争入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあたっては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(4)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月20日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒（角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの）に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ（4(1)に同じ）又は情報公開システムから質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出先

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048（714）3080 FAX 048（832）3336

電子メールアドレス keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月13日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

電子入札システム、電子メール又はFAX

(4) 回答方法

仕様書等に関する質問及び回答は、令和8年2月20日(金)に電子入札システムにおいて行う。やむを得ない理由により、電子入札システムにおいて仕様書等に関する質問を行うことができない場合は、郵送または電子メールによる質問書の提出を行うことができる。この場合、回答は文書にて送付し、併せて質問及び回答を情報公開システムに掲示する。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送(一般書留又は簡易書留等)による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和8年2月24日(火)午前9時から令和8年3月9日(月)午後5時までとする。

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出のときに、併せて当該入札(見積)金額内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。

(2) 郵送の場合の入札書の到達期限及び提出先

ア 到達期限

令和8年3月9日(月)午後5時までに書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

5(4)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月10日(火)午前9時40分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額(税込み)の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号、以下「契約事務規程」という。)第22条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

5(2)と同じ

(6) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札

イ 内訳書の記載がない者、内訳書の積算に誤りがある者又は内訳書の金額が入札金額と一致しない者がした入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

11 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受

理しない。

- (3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、借入場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。
- (5) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。
従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。
- (6) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。
- (7) 詳細は、入札説明書による。